

# 令和2年 第7回 安芸太田町議会臨時会会議録

令和2年7月31日

招集年月日	令和2年7月31日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和2年7月31日午前11時50分			議長	矢立 孝彦
	閉会	令和2年7月31日午後1時22分			議長	矢立 孝彦
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	大江 厚子	○	7	佐々木 道則	○
	2	田島 清	○	8	角田 伸一	○
	3	平岡 昭洋	○	9	佐々木美知夫	○
	4	富永 豊	○	10	吉見 茂	○
	5	末田 健治	○	11	中本 正廣	○
	6	津田 宏	○	12	矢立 孝彦	○
会議録署名議員	2番	田島 清		3番	平岡 昭洋	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河野 茂		書記	小田 和子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋本 博明		教 育 長	二見 吉康	
	総務課長	長尾 航治		建設課長	武田 雄二	
	総務課主幹	三井 剛		産業振興課長	栗栖 浩司	
	会計管理者 (会計課長)	栗栖 香織		商工観光課長	片山 豊和	
	企画課長	二見 重幸		児童育成課長	園田 哲也	
	企画課主幹	武藤 克巳		学校教育課長	児玉 裕子	
	税務課長	沖野 貴宣		—	—	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

令和2年7月31日

	諸般の報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
同意第2号	教育委員会委員の任命について
議案第56号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第57号	工事請負契約の締結について（安芸太田町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事）
議案第58号	工事請負契約の変更について（旧戸河内中学校解体除去工事）
議案第59号	令和2年度安芸太田町一般会計補正予算（第4号）
同意第3号	副町長の選任について

令和2年第7回 安芸太田町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

令和2年7月31日

日程	議案等番号	件 名
第1		諸般の報告
第2		会議録署名議員の指名
第3		会期の決定
第4	同意第2号	教育委員会委員の任命について
第5	議案第56号	損害賠償の額の決定及び和解について
第6	議案第57号	工事請負契約の締結について (安芸太田町防災行政無線 (同報系) デジタル化整備工事)
第7	議案第58号	工事請負契約の変更について (旧戸河内中学校解体除却工事)
第8	議案第59号	令和2年度安芸太田町一般会計補正予算 (第4号)

令和2年第7回 安芸太田町議会臨時会

議 事 追 加 日 程 (第1号の追加1)

令和2年7月31日

日程	議案等番号	件 名
追加第1	同意第3号	副町長の選任について

令和2年第7回臨時会  
(令和2年7月31日)  
(開会 午前11時50分)

○矢立孝彦議長

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和2年第7回安芸太田町議会臨時会を開会します。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

---

日程第1. 諸般の報告

○矢立孝彦議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から、お手元に配付のとおり議案が送付されています。また同じく町長からお手元に追加議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明のため出席を要求した者は、町長、教育長です。なお、同条の規定によって町長から説明員を委任したことについて、お手元に配付した写しのとおり通知がありました。監査委員から5月末日現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は議会事務局に保管していますのでご覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第2. 会議録署名議員の指名

○矢立孝彦議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番田島清議員及び3番平岡昭洋議員を指名します。

---

日程第3. 会期の決定について

○矢立孝彦議長

日程第3、会期の決定について議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日7月31日の1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は1日間に決定しました。

---

日程第4. 同意第2号

○矢立孝彦議長

日程第4、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

同意第2号、教育委員会委員の任命について、提案理由の説明をさせていただきます。現在、欠員となっている教育委員会委員に川野法順氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第2号、教育委員会委員の任命につい

てを採決します。お諮りします。同意第 2 号については原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって同意第 2 号、教育委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定しました。

## 日程第 5、議案第 56 号

○矢立孝彦議長

日程第 5、議案第 56 号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題にします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

議案第 56 号、損害賠償の額の決定及び和解についてご説明させていただきます。町職員が運転する公用車（消防積載車）を出庫させる際にシャッターと接触した物損事故について、損賠賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細については担当課長等から説明をさせます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

総務課、長尾課長。

○長尾航治総務課長

それでは詳細説明申し上げます。議案第 56 号、損害賠償の額の決定及び和解について。令和 2 年 6 月 23 日、午後 1 時 30 分頃、町職員が運転する公用車、消防積載車を出庫させる際にシャッターと接触した物損事故について、損害賠償の額を次のとおり決定し和解するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。損害賠償額 19 万 8 千円。和解の内容、安芸太田町は相手方に対し、損害賠償額 19 万 8 千円を支払う。本件事故に関し、その他一切の費用等は双方とも請求しない。以上により本件事故は解決とするものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。4 番、富永議員。

○富永豊議員

ちょっとおたずねしたいんですけどね、町職員がこれ運転しとった。それでね、業者がどこで、業者がはいじゃあ何をしよったかね、業者が私は運転しよったのかなっていうふうに聞いていたら、今見ると町職員が運転して、で相手方賠償額 19 万 8 千円は相手方に払うわけですよ、こういった場合は町職員が運転してる、両方だと思、そのへんのところはどなの。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、詳細の状況を申し上げます。これに関しましては積載車の点検、装備品の点検を行うために車庫からですね、出庫、町職員が行いました。こちらについて、町職員、これ消防団の総括する職員ですけれども、出庫する際に事故を起こしてしまったという案件でございます。車検等ですね、車の検査に関しましては業者に委託という形をお願いしているんですけども、今回に関しては現地で検査をするために出庫したもので、町の職員が関連して事故を起こしたものでございます。以上です。

○矢立孝彦議長

よろしいですか。他に質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 56 号、損害賠償の額の決定及び和解についてを起立により採決します。議案第 56 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第 56 号、損害賠償の額の決定及び和解については原案のとおり可決

しました。

## 日程第6、議案第57号

○矢立孝彦議長

日程第6、議案第57号、工事請負契約の締結について（安芸太田町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事）を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

議案第57号、工事請負契約の締結について（安芸太田町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事）について説明させていただきます。安芸太田町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事の工事請負契約について、予定価格が5千万円を超えるため、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細については担当課長等から説明させます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

それでは担当課より議案の読み上げをもって詳細説明とさせていただきます。議案第57号、工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。1番、契約の目的、安芸太田町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事。2、契約の方法、プロポーザルにおける随意契約でございます。3番、契約の金額、3億4,870万円。4番、契約の相手方、広島県広島市中区西十日市町10番の9号、電気興行株式会社広島支店、支店長、横田真一郎。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

事業自体は別にアナログがデジタルに変わるということで事業自体のことじゃないんですが、いわゆる契約枠のことなんですが、これは3月の10日間、当初予算ではですね、請負工事予定費が2億8,300万、で予算がとおってる。で、実際これ見たら3億4,800万、この差額が1億3千万ぐらい、これはこの工事をする場合には設計をやって積み上げた額が4億8,300万になるということになると、この3億4,800万に落ちたのは何かの事業を止めたのか、この1億3千万ぐらい下がると大きな理由は何かをたずねたい。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

当初実施設計額よりですね、大幅に金額が下がっている、この内容でございますけれども、戸別受信機の単価がですね、非常に格安で提示をいただいたところでございます。これにより当初計画しておりました約75%の入札金額により今回契約することができるということでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

よろしいですか。他に質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第57号、工事請負契約の締結について（安芸太田町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事）を起立により採決します。議案第57号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第57号、工事請負契約の締結について（安芸太田町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事）は原案のとおり可決しました。

## 日程第 7. 議案第 58 号

○矢立孝彦議長

日程第 7、議案第 58 号、工事請負契約の変更について（旧戸河内中学校解体除却工事）を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

議案第 58 号、工事請負契約の変更について（旧戸河内中学校解体除却工事）についてご説明させていただきます。旧戸河内中学校解体除却工事の工事請負契約の変更について、予定価格が 5 千万円を超えるため、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細については担当課長等から説明させます。

○矢立孝彦議長

総務課三井主幹。

○三井剛総務課主幹

それでは議案第 58 号、工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。議案の項目 1 にお示しする契約、具体的には旧戸河内中学校解体除却工事に係る工事請負契約につきまして、変更をさせていただきたいので安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございまして、変更事項としましては契約金額につきまして、1 億 6,830 万を 1 億 7,624 万 900 円に増額するものでございます。契約の相手方は錦・河本旧戸河内中学校解体除却工事共同企業体、代表者、錦建設株式会社、代表取締役、迫谷浩司でございます。よろしくお願ひします。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。1 番、大江議員。

○大江厚子議員

この金額の変更について、もう少し詳しく説明していただきたいと思ひます。校舎の解体除去工事自体はもう済んでいて、工事自体は早く、前倒しで進んでいる状況です。で、その分人件費とかそういう部分でかかる経費は低くなってるはずなんです、その部分とそしてアスベストの除去追加工事の部分の相殺がこの金額になってきてると思うんですが、そのへんをもっと詳しく。それからアスベストの除去追加工事が、いつこれだけ必要かっていうのが分かったのか、その部分を説明をお願いします。

○矢立孝彦議長

総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

では、工事額の変更についての詳細って言いますか、ぶんにつきまして。まずアスベスト除却追加工事に追加に必要な工事費につきましては、1,063 万 7 千 11 円でございますが、またそれに加えた基礎工事、地中埋設物の除却についてラップルコンクリート除却工事が 63 万 287 円。また給水設備の移設工事が 56 万 6,830 円でございますが、その他の施行変更という事でございまして実際の解体に要する枠組み、足場について、それ人件費込みで額がございしますが、当初で言うと 951 万 5,960 円ということになってたものについて、実際には 740 万 7,160 円という事で、200 万強の人件費込みのぶんが圧縮されたり、実際にはまた安全手すりという、実際の工事をやっていくうえでの安全手すりについても、実際の材質等について見直させていただきまして、当初 30 万いくらのものについては 22 万程度で収まったところもございします。さらには防音シートにつきましても、実際の作業賃、人件費込みで当初は 764 万 480 円というものがございましたけど、実際のそのはりかた、さらにはさっきおしゃられたように、実際の防音シートはもう既に撤去するっていうことで当初の期間というよりも短くなりましたので、それが 495 万 5,608 円ということ、実際にはそれらの込みが減少、一方で運動場については工事期間についても一定の地域の利用に供していただきたいという地域住民からの要請がございましたので、当初予定にはなかったフェンスバリアードというものを運動場と解体部分の境界部分に開設、設置させまして、人件費込みで 64 万 8,150 円というふうなところがございましたし、また交通誘導員につきましても、より適切に、または適切な場所にですね、またその人員についても誘導員についても実際に立って地域の安全を守っていただくということでございまして、実際もこれについても 100 万相当の減額を図らせていただいとります。一方で先ほど申し上げましたようなこの追加工事があったということで

ございますので、全体として目に見える部分については、既に終わってるようなこともございますけど、実際の最終的な廃棄物の処理等につきまして、それが全体の工期でございますので、そういうものから実際には794万900円ほど追加工事額をお願いするようなことでございます。以上でございます。確認につきましては実際にですね、6月の時に業者のほうからご相談がございまして、そこについては、よりもう一回調査しなさいと、話をさせていただいた中で出てまいりました。で、じゃあ、実際にその施行料はどうかということもございましたので、6月の補正の時はまだ調査しておりましたので、実際にはそれ以降の部分で対応させていただいております。以上です。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

今の件ですが、だから最初の工事計画よりは解体、その処理は別にしてね、解体の作業自体は当初の計画よりは早く進んだということで確認していいんでしょうか、それからアスベストのことですけど、その、こういう住民とかに対しての説明のボードみたいなのが貼ってあるんですけど、それは4月くらいの段階のアスベストの状況で貼ってあったと思うんですが、だから、それ以降これが分かって、それ以降、そのどういう状況でアスベストが別の部分で見つかり、こういう工事をしてるっていうのは、また掲示されて、ちょっと私確認してないんですけどされていたということでしょうか。

○矢立孝彦議長

総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

まずアスベストのものにつきましては、当然、本来含有してるもの以上にあったということで、追加的に県の指導を受けるために、そういうふうな手続きを踏まさせていただいて、今、大江議員ご指摘のような対応をさせていただいております。一方で全体の目に見えた建物を壊すというものについては予想よりも早く進んでいったということでございますけども、その分、不法投棄とか産業廃棄物法に基づいたり、あとマニフェストに基づいたアスベスト等の処理というものを適切にやるということで、それも県外に持って行くということでございますので、それらの工期も踏まえた中で、全体で調整をさせていただいてるところでございます。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

工事が早く進むっていうのは遅くなるよりはいいと思うんですけど、ただ計画が、当初の計画がどうだったかということはやっぱり検証しないといけないのかなというふうに思っています。後の処理とかいう部分は、最初から当然やるべき必要なことでして、その部分が、多少はアスベストの関係で増えたかもしれませんが、それが工期が2ヵ月もかかると思えないんですね、だからその処分自体も当初の計画の中に入っていたのではないかと思うんですけど、それも含めて全体の工事、当初の計画っていうのをね、どうだったかというのを、やっぱり、どういうふうに検証されているのかっていうのが、質問としてあります。

○矢立孝彦議長

総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

工期の全体の管理というものにつきましては、議員のご指摘とおり、今後もこのような事業をやる場合については、今回の経験を踏まえて対応させていただきますし、元々の実施設計を組んだ、さらにはそれ、施工管理を行っている業者とも、今後とも事前にそういう打ち合わせをきちんとやりながら対応させていただきます。またアスベストにつきましては、元々外壁部分ということでございますけども、大変申し訳ございませんが、校舎全体の1階から2階、2階から3階という全ての天井の中に入ってたということで処理量が予想よりも多く、ちょっと今数字を持ってませんが、たくさんございましたので、それに基づいて、適切な処理を業者も行うということでございますので、それについての費用と期間が要しているということでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。



(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 58 号、工事請負契約の変更について（旧戸河内中学校解体除却工事）を起立により採決します。議案第 58 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第 58 号、工事請負契約の変更について（旧戸河内中学校解体除却工事）は原案のとおり可決しました。

---

## 日程第 8. 議案第 59 号

○矢立孝彦議長

日程第 8、議案第 59 号、令和 2 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

議案第 59 号、令和 2 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明をさせていただきます。令和 2 年度安芸太田町一般会計の補正予算第 4 号は、歳入歳出それぞれ 7,877 万 1 千円の増額を定めるものです。今回の補正は新型コロナウイルス感染症追加対応として感染症予防対策・生活支援、経営支援等に併せ、今後新たな戦略展開として経済再生や新しい生活様式対応などの必要な予算の確保が主なものであります。詳細については担当課長等から説明をさせます。

○矢立孝彦議長

総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

では議案第 59 号、令和 2 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明を申し上げます。まず第 1 条の歳入歳出の予算の補正でございますが、こちらは歳入歳出それぞれ 7,877 万 1 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 88 億 9,295 万 2 千円と定めるものでございます。恐れ入ります、1 枚めくって資料 1 ページの第 1 表をごらんください。今回の補正に対する歳入でございますが、国庫補助金で構成する国庫支出金として、地方創生臨時交付金等々踏まえて、5,502 万 2 千円のほか、県補助金で構成する県支出金として 100 万円を計上させていただき、続いて繰入金、具体的には財政調整基金からの繰入金として 2,274 万 9 千円を歳入予算に充てさせていただきます。恐れ入ります、2 ページを開けてください。歳出でございますが、上から総務費の 2,506 万 3 千円をはじめ、上から民生費、農林水産業費、商工費、教育費、さらには災害復旧費、予備費についてこの表にお示ししとるとおり、所要額をそれぞれ補正するものでございます。それでは第 1 条の最入歳出予算の補正につきまして、担当課より歳出につきましてご説明申し上げますが、まず総務課、財政管財関係部分についてご説明をさせていただきます。恐れ入ります、8 ページ、9 ページをお開きください。上段でございます総務費の財産管理費でございますが、旧殿賀小学校駐車場用地の陥没を修繕するため、普通財産等管理事業として、需用費 91 万 3 千円を計上させていただいております。続きまして、恐れ入ります、14 ページ、15 ページをお開きください。一番下の予備費でございますが、先ほどの議案第 58 号でご説明させていただきましたけれども、旧戸河内中学校解体除却工事の変更にあたりまして、事前に仮契約を締結する必要がございました。それに要する 794 万 1 千円ほど止む無く予備費から充当させていただきました。そのため、今回の補正により、財政調整基金から同額分を繰り入れて、予備費に計上しておくものでございます。私共、総務課管財、財政管財の補正分に係る説明は以上でございます。よろしく願います。

○矢立孝彦議長

企画課、二見課長。

○二見重幸企画課長

企画課から補正の説明でございます。8、9 ページをご覧ください。総務費、企画費の負担金補助及び交付金でございます。まち・ひと・しごと創生事業臨時交付金事業といたしまして、合計 2,325 万円を補正増額させていただくものでございます。こちらにつきましては 5 項目ございます。まず 1 項目、貸切バス利用促進事業といたしまして、今般のコロナ禍におきまして、町内バス事業者の貸切バス事業が非常に影響を大きく受けております。そこで町内の各種団体の貸切バスの利用促進、あるいは町外からお越しになる際の町内バス事業者のバスをご利用いただく際に、補助を行うもので、250 万円計

上しております。それから2項目目、補助金としてヘルスツーリズム促進事業として、町内の各体験事業を行っております事業者の皆さま、そして宿泊飲食等の事業者の皆さまをご利用していただくお客様に対して、クーポン券あるいは割引制度等で誘客を図ろうとするもので、こちらが800万円の補助金を予算計上しております。それから3項目目に地域特産プロモーション事業といたしまして、秋から冬にかけて、町内の産品のプロモーションに係ります費用の一部を補助するという事で500万円計上しております。それから新しい生活様式対応ということで、タクシー利用促進、移動支援助成ということで、あなたく、あるいは町内バスのご利用の密を防ぐという意味と、それから新たな交通体系の策定に向けて今年度の後半、新しい公共交通利用の体系の実証実験として定額でタクシー利用ができる制度を創設しようとするもので675万円計上をさせていただいております。それから5項目目として、100万円、こちらは県の事業で中山間地域の道の駅の商品について県のほうでまとめたサイトを運営されとります。そこへ出品するという事で、その出品に係るパッケージのデザイン等、それからプロモーションに関する費用を県のほうが補助してくれるということで、それを活用して本町の道の駅の商品を売り出していくというところの助成事業として、補助金100万円を計上させていただいております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

税務課、沖野課長。

○沖野貴宣税務課長

9ページ、税務総務管理事業、償還金利子及び割引料の補正90万について申し上げます。この償還金は個人町民税等の更生処分や法人町民税の前年予定納付額に対して確定納付額が減少した場合における超過納付分についての還付金及び還付加算金を返還するものですが、主な理由は均等割り300万円の9号法人であったものが均等割り41万円の7号法人になることによる超過納付分の還付金になります。以上です。

○矢立孝彦議長

児童育成課、園田課長。

○園田哲也児童育成課長

児童育成課からの補正の計上でございます。同じく9ページの下段にあります、民生費、社会福祉費の子育て世帯臨時特例給付金給付事業で200万円の補正をあげているものでございます。これにつきましては新型コロナウイルス感染症の影響の下、町の次世代を担う子どもの支援と妊産婦、家族の負担の軽減を目的といたしまして、特別定額給付金の対象とならない、令和2年4月28日以降に出生した児童一人当たり10万円の支給という形で、20人分の200万円の予算を計上しているものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

産業振興課、栗栖浩司課長。

○栗栖浩司産業振興課長

失礼します。ページ10ページ、11ページをご覧ください。農林水産業費、農業費、農業振興費として負担金補助及び交付金として350万円を計上させていただきました。これは新型コロナウイルスにより、販売の減少の影響を受ける農林業者の雇用の維持と事業の継続のための町独自の取組みとして農林水産省の経営継続補助金の自己負担部分について補助を行うものとして計上させていただきました。予定としましては、上限額35万円にしまして、10件で350万円ということで見込んでおります。以上です。

○矢立孝彦議長

商工観光課、片山課長。

○片山豊和商工観光課長

はい。商工観光課からは商工費の説明をさせていただきます。中小企業支援事業の増額でございます。負担金補助及び交付金を696万円増額をお願いするものでございます。先般の6月定例会の中でもご意見等いただく中でも、現在助成金をしております安芸太田町緊急支援助成金につきまして、要件緩和を図るものでございます。対象月の50%以上の減収を30%以上の減収に緩和し、後、2ヵ月を含む3ヵ月の平均を30%以上から20%以上の減収に緩和するものでございます。対象予定の事業所数ですが、商工会とのご協力を得て把握しておりますのが、63事業者、被雇用者数33名相当になります。単位あたり10万円、また被雇用者は1名あたり2万円の増額ということで計算した696万円を補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

教育委員会、学校教育課、児玉課長。

○児玉裕子学校教育課長

それでは続きまして 11 ページ下段にあります、先端技術導入実証研究事業について、ご説明を申し上げます。予め、お手元のほうの資料にあります 11 ページをご覧ください。いきたく思います。事業の目的につきましては、これは文科省事業 1,700 万の限度額の所の公募がありましたものに応募したものでございます。この度採択通知を受けましたもので、予算化をお願いするものでございます。事業の目的としましては、Society5.0 に求められる資質・能力の育成のために、誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びの実現ということの、おきまして、実証実験を行うものでございます。実証実験の主な取組みにつきましては、取組みA、B、Cとございます。これにつきましては詳細はお手元にありますポンチ絵のほうをご覧ください。ここにございまして右肩から取組Aにおきまして、対話の可視化ということを挙げておりますが、現在、音声の即時、文字化まではこぎつけておりますが、ここにあります話す話者の特定可能な音声記録の取得と即時文字のデータ化というものを目指していきたいと思っております。今、文字は文字、映像は映像でやっておりますが、なかなかこの技術的ところが上手くいったり、いかなかったりみたいなのがありますので、是非その子どもたちが対話をしている様子を文字化することをクリアな状況で録音、それから文字化をしてみたいと思っております、こういったことで取組みをやってみます。その取組みAを持ちまして、取組みBにおきまして、事業のほうで対話的な学びをしたものを後程先生方たちの事業研究に活かせるということでの先端技術を活用してみます。と言いますのが、子どもたちがグループで学習している文字化された対話のところに映像を合わせていくということでの事業研究をしてみたいということを考えております。そしてその取組みA、Bを受けまして、取組みCにおきまして、事業研究、ビッグデータ活用という事で、過去の教材を学習記録とセットで共有していくものでございます。ここにつきましては、町内の先生方もですが、町外のゴルフで繋がっている先生方ともこの学術システムを使って、過去の教材等でどういったことを授業に使えるかということが分かるようなシステムでございますので、このPLRと言いまして、個人情報仕組みといったところについても、今回の実証実験によって、安心、安全なところでのデータ管理を行えることをしていきたいと思っております。お手元の資料の全体のほうに 11 ページに戻りますが、この事業予算、1,661 万 8 千円は 10 割補助となります。2 年事業でございますが、単年度で申請を挙げて、また採択をいただくというような事業になっているものでございます。今年度につきましては報償費 120 万 7 千円、これは研究事業の指導者の謝金等に充てることにしております。そして旅費、32 万 4 千円、これは事務局職員が東京等、文科省のほうへ出向いたりといった旅費に使っていく目的でございます。需用費 90 万 6 千円につきましては、先ほど申し上げました発話記録のほうをICレコーダー等も使って録音をしてみたいということで、こういった設備費に対する消耗品を上げております。役務費 1 万 2 千円は、この発話データといったものが、発話、それから動画といったかなり重いデータになりますので、それをUSBに落とし込んだものを東大のほうにデータを文字化するお願いということで、その郵送料でございます。委託料としまして、1,320 万円でございますが、これは先ほど申し上げました、取組みA、Bにおきまして、学術、学術システムといったさらなるシステム開発、それから個人情報、画像処理といったところへの技術支援のための委託をお願いするものでございます。使用料及び賃借料の 75 万 6 千円につきましては、Web 会議システムといったものをさらにクリアな条件で配信してみたいと考えておりますので、これに対する使用料でございます。負担金補助交付金 39 万 3 千円につきましては、実証研究、これにあたりますのは、町内の教職員でございます。その旅費相当額、これはデータ活用の検証といった研修会といったものに、東大に行ったりといったその旅費がございますので、そういったところに充てていく旅費でございます。今後のスケジュールにつきましては、お手元にあるような流れで、3 月までこういった実証研究を行いまして、2 月にはここの実証研究委員会と言いまして、今回の事業実施するにあたりまして、事務局町内の校長、それからこれまで先端技術を含めお世話になっている東大スタッフ、それから国立教育政策研究所等々といった大学の先生から専門家をお招きしまして、適切な支援や助言をいただく会を開く予定にしております。3 月になりまして今年度のまとめをしまして、また来年度新たなる申請をしていきたいと考えているものでございます。総じて安芸太田のほうでは平成 21 年度から東京大学と連携して協調学習を進めているものでございます。27 年度からこの協調学習の中で児童、生徒の学びの過程、どのように学んでいるのかということにつきまして、発話記録をとり、テキスト化する方法やグループの対話を録音して分析するなどということを進めてまいりましたが、この事業によりまして、さらにそこを促進し

ていきたいと考えているものでございます。これの予算的な説明は以上でございます。

続きまして13ページをお開きください。小学校運営事業、それから中学校の運営事業にございます予算についてまとめてご説明を申し上げたいと思います。これにつきましては地方創生臨時交付金の方と活用とそれから文科のほうであります感染症、学校再開後の感染症の対策のほうと、それから新しい学習補償に向けてということで予算化をお願いしているものでございます。主な内容につきましては、感染症については、これから夏場を迎えまして、普通教室等々は、一部を除いては空調管理がありますが、体育等炎天下で、外でするときの、することが推奨されておりますが、炎天下で大変な時には子どもたちも講堂、または体育館で体育の授業をしたりすることもございます。そういったところに空調設備がございませんので、大型扇風機等を配置していきたいと考えておるところでございます。それから新しい学びのところでは電子黒板、これは今現在複式学級でやっている学校について、学年的には2学年ですが、大型電子黒板が1台しかございませんので、是非これを複式であっても、それぞれの学年で1台ずつ電子黒板を使った授業をしたいという学校がございまして、そこに対する電子黒板を配置するものでございます。それからヘッドセットといったようなことにつきましては、感染予防も兼ねまして、子どもたちが一人一台タブレットを持った時に、一つのヘッドセットを共有するのではなく、子どもたち一人ひとりでヘッドセットを使って授業を活用に活かしたいということで、予算化をしているものでございます。以上で説明を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○矢立孝彦議長

建設課、武田課長。

○武田雄二建設課長

失礼します。建設課から7月13日から14日に発生いたしました、梅雨前線豪雨災害による災害復旧費の補正の説明をさせていただきます。ページ12から13ページをご覧ください。まず公共土木施設災害復旧事業です。この梅雨前線豪雨災害により被災いたしました公共土木施設、道路、こちらは町道小坂深入山線です。及び河川、平見谷川支線でございます。それぞれ1カ所の測量設計委託業務を行うため、委託料199万9千円の増額補正をお願いするものです。続きまして、農林水産業費、農地災害復旧事業でございます。こちら農地3カ所、お手元の資料にございますが、川登農地、平見谷農地2カ所でございます。いずれも田んぼでございます。こちらの測量設計業務といたしまして委託料199万9千円の増額補正をお願いするものです。続きましてページ14、15をご覧ください。農業施設災害復旧事業です。こちら農業施設、水路1カ所、北部地区の下杉となります。こちら測量設計委託業務を行うため、委託料99万9千円の増額補正をお願いするものです。続きまして林道施設災害復旧事業、こちら林道施設1カ所、林道三谷塩明線です。こちら測量設計業務を行うため、委託料299万9千円と応急工事のため、土砂撤去の応急工事のため、工事請負費499万9千円の増額補正をお願いするものです。財源といたしましては、現在不確定なため、想定ができた段階で予算補正のお願いをさせていただきたいと考えております。説明は以上です。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

説明資料のほうでね、分かり易いんで訊ねてみたいんですが、先ほど学校教育の場で大型扇風機、これ各校に1台ということ、大型扇風機と加湿器と。それともう一つ、先ほどのタクシー助成、タクシー助成ね、これは町内限定、移動、移動よ。例えば安野の人に多いんだけど、その安野を起点の飯室、買い物、飯室から安野に帰って来る、そういうことは対象外ってことで理解していいの、それとも、いやそうじゃないよ、そのぐらい、あなたくはあっこまで移動してないんでいうことなんだけど、町内、とにかく移動は町内限定っちゅうことかそこのところ。

○矢立孝彦議長

学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

先ほどご質問のありました大型扇風機等についてですが、これは臨時交付金を利用することと、それから文科のほうから、そういった新しい学校を再開するにあたっての学校に補助しますよという形のものでございまして、それを基に各学校のほうにですね、こういった補助があるので学校についてどのようなことが必要であるか、感染症、それから新しい学習補償含め、こちらのほうに挙げてくださいということにしておりますので、全学校が大型扇風機を希望しているわけではございません。それからもう

1 点、加湿器についても同様のことで、例えば過去に統合した学校については、そこの学校からの、もうもらっているという学校もありますので、今回については、過去に加湿器が欲しいという要望があった学校のほうがですね、希望を出してその加湿器を購入するというものにしております。以上です。

○矢立孝彦議長

企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。タクシー利用移動支援助成事業につきましては、町内の移動に、今のところ限定をさせていただいておるところでございます。以上です。

○矢立孝彦議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

ということは、町内限定ということよね、一歩たりとも町外に出た分は補助対象にはなりませんよというふうに理解してもいいわけね。それと今の学校のほうなんですけど、大型扇風機もそうなんですけど、先ほども全協で言ったんですけども、そういった特別教室の空調なり、今の大型のスポットクーラー的なもん、リースなんかでもありますよね、そういったものをね、やられて、このコロナ対策と言いますか。それとこれ今度は冬場になりますけど、冬場によく大型ストーブですか、そういったものは、対象外なんですか。

○矢立孝彦議長

学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

先ほど言っていました、特別教室への配慮については、ちょっと高額なこともあり、今後またそのあたりも、いつも天気予報では暑いところでよく出てまいりますので、これは解決に向けて、こちらのほうもいろいろ検討してまいりたいと思っております。それから大型ストーブですかね、今現在学校のほう、新築それから改修含めましてですね、空調ができておりますので、一部学校には床暖といったものもありますので、そういったストーブ等へのところはですね、今回のメニューにもございませんし、今の所大丈夫ではないかなというふうには思っているところでございます。以上です。

○矢立孝彦議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

今言った、大型ストーブよね、大型ストーブ、よく体育館ね、これ体育館だけに限定ほぼされるとは思いますがね、そういったところも今まではリースかなんかだったのか、どうだったんですかね、持っておられるんですかね、学校にそれぞれ、大型ストーブ。

○矢立孝彦議長

学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

大型のストーブ、体育館で使うようなものについては、学校のほうにそこまでの配備したことがないのが現状と、学校からそこまでの要望が無いのがあります。以前、筒賀エリアにおいて、かなり大きな大型の、お持ちだったと思いますが、これがちょっと学校所有かどうかということについては、ちょっと合併以前からありましたので、私のほうで把握していないところでございます。以上です。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。1 番、大江議員。

○大江厚子議員

いくつか質問します。まずコロナ対策の中で農業振興事業の農林水産省経営継続補助事業、具体的にどういうこの、コロナ禍で、どういう、減収とかダメージがあったのかということが一つ。それからさっきのタクシー助成券ですが、タクシー補助は、これは今年度限りの事業なのか、もう継続してやるものなのかが一つ。それから中小企業への支援ですが、6 月でも何人かの議員からありましたけど、4 月から事業を開始したところで、比べる実績がない事業者に対しての補助が可能になったのかということ。それから先ほど言われましたけど、学校のつづやきを文字化するというふんですけど、これは町長にお聞きしたいんですが、このような少人数で、しかもこの自然豊かな町での教育で、まずこれなのかというのはどうなのかということなんですけど、つづやきを文字化して、さらにそれを授業の充実化に図ると、そこまでやるべきものなのかどうなのかというのが一つあります。それからその委託料が金額がかなり

大きいんですが、委託先はどちら、技術指導料ということだと思っておりますが、どちらかということと。それから今回の補正に関してですけど、今風力発電の導入というか、話になってはいますが、それに対して先日町長は県へ配慮書の意見書をね、突っ込んだ意見書を出されました。かなり調査されたというか配慮された意見書だと思いますが、これからどんどん計画事態は進んでいくと思うんですね、やはり町としても調査研究っていうのは必要じゃないかと思ひまして、それに対する補正というのね、やっぱりそのきちんと上げることで、住民の人が、あ、町もやはり研究するんだ、調査するんだっていうところに目が向くと思うんですね、で、それをやはり補正の中で上げていただきたいなというふうに、今回、もう間に合いませんけども、というふうに思っています。以上です。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○栗栖浩司産業振興課長

質問にありました農業経営の対策補助金でございますが、農業、林業においてどのようなコロナの状況かと言われますと、商工とかですね、観光とかというものは質が違いますんで、ストレートにお客さん来られません、ダウンですという形に見えないんですね、ただしやっぱりこういう国全体の景気がこう控えてくと、例えば家を建てようという人も少なくなってくる、そうすれば木材価格が安くなってくるといような、どっちかと言うとボディーブロー的な徐々に徐々に響いてくるというのが現実です。材価も、木材材価なんかだったらですね、もう立米あたり単価がものによっては千円近く下がっているような状況も生まれてますんで、事業をやっていくのが苦しいな、例えば間伐事業等やるのが苦しいなっていうのもあります。この度の助成金ですが、これはストレートにそこに充てるとかいうものではなくて、そういう農業や林業の機械化が難しいところをですね、新たなそういう新技術なんかを導入されるものについて、農業でしたらJAを通じて補助が出るんですが、その出たものの補助残と言われてる自己負担金について応援しようという形です。ですから農薬散布用のドローンですね、そういうものを新規に導入しようとされれば、そういうものに対してのですね、補助の、補助残に対して補填をかけようというような補助金でございます。以上です。

○矢立孝彦議長

企画課長。

○二見重幸企画課長

タクシー利用促進事業のご質問でございましたが、本年度このコロナ対策の臨時交付金を活用し、持続可能な交通体系というものがどういうものなのかというのを実証することも兼ねております。ですので今回、今年度の後半、この事業を実施し、利用状況でありますとか、タクシーの台数が充足しとるんかどうとか、お客様のニーズに対応できとるんかどうとかといったようなことを十分に検討して、翌年に向けて新たな交通体系がどうあるべきかというような材料にしたいというふうに考えております。以上です。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい。中小企業の助成金に関するご質問でございます。昨年来から準備されて、今年、例えば4月に開業された者はっていうようなご質問でありました。当件につきましては現時点でその新設された状況は、がんばるビジネス応援補助金でされた者が何者かありまして、それは把握しとります。それにつきましては、がんばるビジネス補助金の申請のために、今年度の予定年収、計画が出されております。それを単月にされてる者もありますし、年間でされてるのがあります。年間を12分の1にして、4月相当としてみなして、それに対しての減収率という方向にしとります。加えてその対象者把握して、これは個別にもう話はしてるんですけども、ほぼゼロの状況っていうのが、開業すらできてないっていうような状況がありますので、そこは柔軟にフォローアップしていきたいということで、これは対象とすることにしております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

大江議員のご質問の前段の部分をまず私のほうでお答えします。大変人数が少ない、こじんまりとしたクラスの中で一人一人のつぶやきが聞こえるんじゃないかという、逆説的に聞こえるんですけども、まずこの研究事業ですけども、昨年応募いたしましたけども、残念ながら不合格になりました。昨年採択さ

れたのが、県教育委員会が3件、都市の教育委員会が2件、計5件であります。広島県で一番小さい町が採択されて、まずありえないことですが、それは10年間の研究の積み上げの成果というふうに認めていただきました。そういう中で、じゃあ先生方が10人の子どもを相手に授業をした時に、10人の子どもが一斉につぶやいた時に、聞こえていないんですよ。一人か二人しか聞こえていない。残りの8人の子どものつぶやきはどこに消えたのかと。しかし、子どもは授業の中で常につぶやいたりしていますけど、それをすべて集めることによって、その子の、いいですか、その子の1時間の変化を捉えていくんです。そうやってその子が1時間の中でどのように学んでいったかを調べていくことによって、先生は次の授業にどう活かすか、そういう研究を我々ぐらいの規模の学校がやらないと、大規模ではなかなか難しい、私たちがやってることは他の全国の学校に示していくモデルを作るための研究なんです。そういう意味で、しっかりとそういう先端の技術を使った安芸太田町の教育をしっかりとPRするという意味でも極めて重要な役割があるというふうに思っております。そういう意味で先生方が子どもたちのつぶやきを克明にテープ起こしをして、手で書いとくんでなく、機械を使って文字化することによって、働き方改革にもつながるといふような考えで、この研究に応募したところでございます。具体的な委託先については課長の方から申し上げます。

○矢立孝彦議長

学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

先ほど教育長が申し上げましたように、学習過程の見取りというものをこのつぶやきを拾うということになって参りますので、普段の授業のところでこの協調学習を常にしているわけではないんですが、主体的で深い学びをするために、ここの協調学習を使いながら、子どもたちの考えが練り上げられて考えていく。一斉授業のときには発言の強い子は常に発言してその子のことは分かりますが、例え発言をしなくても、その子が何かぼそぼそつぶやいているということが子どもたちの中のグループでの会話の中で生まれていること、そういったところの子どもたちの練りあった考えのまとまっている過程を見るにもこの文字化が必要になってくるというものでございます。これの委託先についてでございますが、今までこれのAIを使った文字化については、IBMの日本IBM株式会社のほうから、そういったワトソンというものを使いまして、言葉を文字化ということをしております。あとゼンアックスとかアッセンブローブといった先端のそういった、文字化をする開発業者、それから今度、画像も取り入れていったりしますので、そういったところの個人情報や、子どもたちの画像がモザイクをかけたかといったことのそういったところへの、セキュアなところへの先端技術のところにもそういった会社のほうにお願いするものでございます。大まかにはちょっと以上なことになります。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。まず先ほどのデジタル事業研究システムの件につきまして、その意義については、今申し上げたとおりでございます。私自身はかねてから自然を活かした教育を進めたいということは、お話をさせていただきました。そのことは引き続き庁内でもしっかりと議論させていただいて、具体化をしていきたいと思っておりますが、一方でこれまで本町で培ってきた、あるいは積み上げてきた教育のやり方、あるいはそういった部分についてはですね、それはそれで引き続き伸ばしていきたいなという思いを持っておりまして、今回のご提案させていただいている研究事業についても、多くの地域から認められた結果、また本町が採択されるというようなことになったものと認識しておりまして、これはこれで引き続き進めさせていただきたいなというふうに思っております。また風力発電についてもご質問いただきました。本町においても大変大きな影響を与える計画ではないかと思っております。現在環境影響評価の中でも配慮書が出たという段階でございますが、なかなか具体的な計画については、まだこれからというふうに受けております。正直配慮書を見た段階においてはですね、もう少しいろんな環境について配慮したものが出てほしいなという思いもございまして、意見書を出させていただいたところではございますが、いずれにしてもより具体的な計画を見てから、やはり判断していかなければならないというふうに思っておりますし、またその情報はしっかりと町民の皆さまにも、お伝えをしていかなければならないと思っております。その過程の中で本町としても独自に様々な調査あるいは検討を進めていく必要がありますれば、それはまた改めて議会のほうにも諮らせていただきたいと思いますと思っております。現段階で、ちょっとどの程度、事業者としてもですね、これから本気でと申しますか、取り組むかということもまだ、少し明確に分からない部分もあるものですから、そういった予算要求のような形では、まだ取り組

んでおりませんが、今後しっかりと相談をさせていただきたいというように思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

よろしいですか。大江議員。

○大江厚子議員

はい、分かりました。で、風力発電につきましても、やはり人体の影響とか、環境の影響とか、いろいろ今まで既存の地域においては、問題が出てるところがありますよね、ですからそういうところを視察するとかね、いろいろ研究のやり方はあると思うんですね、事業所の話聞くだけではなくて、現地に行くとかね、やっぱりそのへんも町の責任において、やはりやっていただきたいなというふうに思っています。以上です。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。7番、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

2、3点、聞かせてください。まずは補正で子育ての臨時給付金、これ4月28日以降ということなんですが、今日現在対象者が居られるのか、これがまず1点。それと2点目が先ほど出た経営補助金、これは経営体が対象ですかね、じゃなしに、この対象はどうなるとるんか、これは制度を創設となるとるんであるんですが、これは、この要綱は安芸太田町の農林業対策補助金でやるのか、それとも、交付要綱をなんか作られとるのかどうか。それと3点目がですね、これ特産品のプロモーション事業で先ほど、健康等、専門機関と連携して、なんか調査するということなんですが、この専門機関はどこを考えておられるんか。それとその中の新メニューの開発、これがですね、2年ぐらい前に健康づくり課でカゴメかなんかと共同でなんか研究されとるんですが、それ以降そのまとめたようなものが全然出てないし、新たにその新メニューの開発はいいんですが、開発だけで終わったんでは全然意味がないと思うんで、そこらあたりはこれ、どういうふうに、メニューの開発をされることはいいと思うんですが、どういうふうに持っていかれようとするのかをちょっと教えてください。

○矢立孝彦議長

児童育成課長。

○園田哲也児童育成課長

子育て世帯臨時特例給付金の関係でございます。今現在、児童手当の申請等で把握してるのが、5名程度が4月28日以降で出生した児童という形で把握してるのが（佐々木道則議員：今日までで5名）今日までで、約5名、まだ細かいところが、まだ今から申請でありますので、把握してるのが、5名程度です。以上です。

○矢立孝彦議長

企画課、武藤主幹。

○武藤克巳企画課主幹

特産品プロモーション事業についてご質問いただきました。まず柿の健康効果、あるいは抗菌効果についての専門機関との連携でございますけれども、これは今ですね、過去抗菌作用が柿にあるという論文の整理をしておるところでございます。それによって、最新の調査により効果があるというのが今の知見でございます。特に今の所ですね、研究機関にあらためての依頼をするということではございません。ただしですね、これから柿を使ったその抗菌作用が認められたものをですね、上手く使って、例えばスプレーを作るとかいったときにはですね、その成分が、変わって、その中にある成分によってどれだけ効くかということがありますので、そのサンプル品を検査するというようなことを今考えております。それからカゴメについてですけれども、すみません、私のほうで過去の実績を捉えておりませんで、調べて、あらためて検討いたします。

それから新メニューでございますけれども、議員ご指摘のとおりでございます。開発した後ですね、これを飲食店、それから宿泊所に使っていただきたいというふうに思っております。それを称しまして、地産地消ならず地消地産ということですね、地域で使い、それによって生産高を地域で増やしていくという循環に、このメニューを使って行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○栗栖浩司産業振興課長



失礼します。先ほどの農業林業経営の継続支援の補助金ですが、これは今回の新型コロナウイルスの感染症対策、地方創生臨時交付金、いうものを活用して、何らかの形で農林業に対して手立てができないかという事で考えたものでありまして、あくまでも、この基の補助金ですね、は、JAで申請を受け付けまして、JAのほうへ受け付けを行われまして、そこで採択になったものに対してですね、補填された金額の余りと言いますか、補助残ですね、その部分について今回応援しようという形で考えとるものでして、これ農林水産省の経営継続補助金というのがあるんですが、それがJAの窓口でやってるんで、そこで残った部分についてという形で今回考えております。ですので、今回あくまでも新型コロナウイルスに対する感染症の臨時でやっていますので、交付要綱等々はですね、まだ、そこまでのものはちゃんと整備しておりません。以上です。

○矢立孝彦議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

分かりました。それと1件、聞くの忘れとったんですが、貸切バスの利用促進、これについては、これ、いわゆる利用者の回数制限は考えておられるのか、例えば1回、なかによっては研修とかなんかで何回も使いたいというような場合が出てこようかとも限りませんが、この利用回数については制限を設けるのかどうか。これまで案の段階だろうと思いますが、そこらあたりはどう考えておられるのか。

○矢立孝彦議長

企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。今の所、回数制限もある程度設ける必要があるかと思えます。偏ったというか、一定の団体の人だけに利用されるといっても広く利用していただきたいという思いもございますので、利用回数の制限等も今後検討してまいりたいと思えます。以上です。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。4番、富永議員。

○富永豊議員

1点だけ、今回県事業で100万円の受けておられますけど、支出金でね、補助金、この地域商社のECの運営事業、運営状況、現状の運営状況っていうのはどんなふうになっておるのかってということをちょっと、お聞かせいただきたい。

○矢立孝彦議長

企画課主幹。

○武藤克巳企画課主幹

これはですね、今回この件で詰め合わせセットをですね、作っております。それについても地域商社のほうのECでも取り扱いをしております。ただなかなか販売件数が今、伸びてない状況でありまして、そのことも踏まえまして関連することで申し上げますと、コロナ対策の中でのですね、この地域特産品のプロモーション事業、この中でECサイトを使って、今回我々がプロモーションする特産品をお買い上げいただく方々に、送料についてはですね、支援をしようという考えであります。それによって今低調であるECサイトを活性化していきたいというふうに考えております。以上です。

○矢立孝彦議長

富永議員。

○富永豊議員

現状のECのシステムのこのね、全体での予算でどれぐらい、今現状でかかったかっていうこと分かりますかね。

○矢立孝彦議長

企画課主幹。

○武藤克巳企画課主幹

構築についてはですね、一昨年度行っておりまして、現在ランニングコストだけでありますので、ちょっと正確には手元にありませんが、10万円以下のランニングコストで運営をしております。以上です。

○矢立孝彦議長

10番、吉見議員。

○吉見茂議員

はい。資料の3の6ページのタクシー利用の関係で、せっかく、その国の予算で事業ができるいうこ

とで、大変良い試みだと思います。ただ思うのが、定額タクシーの料金、700 円を上限、上限というか、700 円を超えたら補助すると、個人負担は 700 円までということではですね、その分が他の自治体では 500 円、ワンコインとかいうような形もされてますが、700 円にした根拠というか、せっかくなら、たくさん利用してもらうことからすると、ちょっとでも安い金額のほうがいいかなというふうに思います。それと一番下の 6 番で今後いろんなことを検討しますよということがあるんで、是非その早めにその道筋のほうをですね、みなさんにも分かるような形で情報発信していただきたいというふうに思います。もう一つ、4 ページ、あきおた Come Up キャンペーンのところで、800 万の予算でこれまあ、国の予算がついてるんであれですけども、その内容を見ると、①、②、③の体験料金が 2 千円引きとか、あと宿泊、飲食お土産店で使えるクーポン券がある、ほんであきおたからクラブからの加入促進とかいろいろありますが、2 番目の宿泊、飲食の分でプレミアム 50%半額で物が買えるということで、非常に魅力的な、たぶん事業だろうと思いますが、これも上に書いてあるように、町内に限らず、町外の人も対象な、ということで、しっかりと町内でお金を落としてもらおうということだと思んですが、その販売方法、800 万で 1 万円券、5 千円券がどれくらい発行されるか分かりませんが、その発行の一人がどれまで購入できるとか、そこらについては、何か案とかありましたらお願いします。

○矢立孝彦議長

企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。タクシー利用促進移動支援助成事業の定額部分の値段の設定ですが、現在 700 円ということで、それ以上かかった部分を、町が負担するということとしております。近隣の類似の制度で運用しておる自治体では、今、千円ぐらいの個人負担部分を徴収しとるとこもあるし、それでも足りないので 1,200 円ぐらいにしないといけないかなといったような所もあります。というような状況も踏まえて合わせまして、現在タクシーチケット制度が 500 円でございます、そのタクシーチケット制度も、こちらの新しい制度と併用できるような形で考えておまして、そうすると無料で乗れるような形にもなるということもございますので、ある程度高い、というかある程度の価格を設定し、上げるのは難しいという面もありますので、いったん 700 円ぐらいを設定をさせていただいて、その利用状況を見ながら、今後個人負担部分について判断してまいりたいというふうに考えます。以上です。

○矢立孝彦議長

企画課主幹。

○武藤克巳企画課主幹

ヘルスツーリズム促進事業の中の特に地域クーポン券についてご質問いただきました、お答えいたします。これはですね、もともと、本町において観光事業の一つの柱として進めています、ヘルスツーリズムですね、その中には様々森林セラピーですとかがございます。これはまさにその今のコロナ禍の中でもですね、3 密を避けられて、さらにその健康効果があるということで、これを軸にですね、是非誘客を図っていきたいということでございまして、この地域クーポン券の条件でございまして、まず体験予約をした方というふうに考えております。予約をした方に、さらに条件といたしまして、この地域クーポン券を買っていただくということでありまして、今、体験予約者の目標の人数ですけども、千人を考えております。その千人の方々が買えるクーポン券ですけども、1 万円のクーポン券と 5 千円のクーポン券を用意してまして、1 万円のほうはプレミアム、50%ですので 5 千円で買えます。これを 800 枚、5 千円のほう、2,500 円で買えるわけですけど、これを 200 枚ということで、今予算上はですね、考えております。これらに加わっていただく体験事業者、宿泊、この物産品の土産店ですけども、これらはですね、合わせて申し上げますと、前回の補正でお認めいただきました安全安心のですね、認定を受けたところということになります。以上でございます。

○矢立孝彦議長

吉見議員。

○吉見茂議員

勘違いしてました、これ。体験の予約があった人が初めてクーポンが購入できるということですね、一般の人で体験しない場合には買えないという、分かりました。後あのタクシーの助成のぶんですが、ただ今回コロナの関係で実証実験ということになります、来年度はまたどうなるか分からないところで、今の所、この新しい本当の制度が決まるまで、このぶんをある程度継続していくのか、一ぺんこれはこの年度で一ぺん切って、また空白を置いてまたスタートさせるのか、そこら何かありましたら。

○矢立孝彦議長

企画課長。

○二見重幸企画課長

その辺りも今後十分検討しないといけないと思っております。6 ページの一番下に書いておるんですが、既存のあなたくから移行する場合の検討例ということであげとりますように、全町をこういう形で定額タクシー化したほうがいいのか、あなたくを現状維持して、さらにプラスでタクシーを導入するのか、あるいは午前中はあなたくの運行形態を残しながら、午後は定額タクシーにしていくとか、そういったタクシーの台数の充足外等もありますので、そのあたりも十分把握しながら、今後の検討を進めていきたいと思っておりますので、あれでも転換期間、ある程度期間をいただくという場合も想定をしております。以上です。

○矢立孝彦議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第59号、令和2年度安芸太田町一般会計補正予算(第4号)を起立により採決します。議案第59号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第59号、令和2年度安芸太田町一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決しました。

しばらく休憩します。

(休憩 午後1時15分)

休憩前に引き続き会議を再開します。(再開 午後1時16分)

おはかりします。ただいまお手元に配付いたしました議事日程を本日の日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって日程を追加することに決定いたしました。

### 追加日程第1. 同意第3号

○矢立孝彦議長

追加日程第1、同意第3号、副町長の選任についてを議題とします。提出者から説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

同意第3号、副町長の選任についてご説明いたします。現在、空席となっている副町長に小野直敏氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第3号、副町長の選任についてを採決します。おはかりします。同意第3号については原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって同意第3号、副町長の選任についてはこれに同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

(休憩 午後1時18分)

[ 小野直敏氏入室 ]

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き会議を再開します。（再開午後1時19分）

先ほど副町長選任の同意をしました小野直敏氏においでいただいておりますので、ご挨拶をいただきます。

○小野直敏氏

ただいまご承認を賜りました小野でございます。どうかよろしく申し上げます。私は平成14年からの3年間、山県郡西部三町村合併協議会事務局にて勤務させていただいておりました。その時は総務省を始めとする国の状況あるいは人口、自治体の状況、または合併協議会事務局にて視察に参りました、熊本県あさぎり町の状況、こういったことを踏まえたときに、合併により少しでも住民の皆さまを守っていきたいというふうに考えていました。昨今の状況を踏まえますと、当時私が考えたものより、人口減少のスピード等は多少違っているというふうに考えております。こうした中、本日皆さまにおかれましては、同意いただきまして、このようなチャンスを与えていただきましたこと、心よりお礼を申し上げます。今後は安芸太田町民の福祉の増進に向けて全力で頑張りたいと考えておりますので、皆さまにおかれましては、どうかご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

○矢立孝彦議長

以上で小野直敏氏のあいさつを終わります。

しばらく休憩します。（休憩 午後1時20分）

---

[ 小野直敏氏退室 ]

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き会議を再開します。（再開 午後1時21分）

以上で本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じ、令和2年第7回安芸太田町議会臨時会を閉会します。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後1時22分閉会

---